

令和6年度 ごみ焼却灰等の放射能濃度測定結果

◎ 国の方針では、放射性セシウム濃度の目安が 8000Bq/kg 以下の焼却灰は埋立処分を可能としています。

試料	施設名	項目	単位	定量 下限値 (排ガスは 検出下限)	測定結果												
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
主灰	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出							
		セシウム137			不検出	14	11	12	不検出	不検出							
飛灰	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出							
		セシウム137			38	58	47	38	37	52							
	館清掃工場	セシウム134			不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出							
		セシウム137			29.4	53.3	59.7	32.1	39.2	61.2							
ダスト 固化物	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出							
		セシウム137			19	55	39	29	37	25							
	館清掃工場	セシウム134			-	不検出	-	-	不検出	-							
		セシウム137			-	26.4	-	-	26.4	-							

注1) 飛灰とは、集塵装置、ボイラ、ガス冷却室、再燃焼室などで捕集されたばいじんのことをいいます。

注2) ダスト固化物とは、飛灰に薬品と水を加え混練し、飛散防止のため練り固めたものをいいます。

注3) 「不検出」とは、定量（検出）下限値未満を表します。

注4) 表中「-」は測定していません。